

凡例 問い合わせ(申込)先 HP ホームページアドレス Eメールアドレス

# 安全・安心なまちづくりに向けて

犯罪を未然に防ぐため、防犯対策支援事業をご利用ください。

## 安全・安心おまかせ出前相談

区が委託した防犯アドバイザー(防犯設備士資格者)がご自宅を訪問し、空き巣など住まいの防犯対策について専門的なアドバイスをいたします。

対象 区内在住者

費用 無料

申し込み方法 希望する日の2週間前までに申請書に必要事項を記入して

申し込む。

## 住まいの防犯対策助成

「安全・安心おまかせ出前相談」のアドバイザーに沿って、防犯性能の高い錠への取り換えや補助錠の取り付けなどを行った場合、その防犯対策に要した費用の一部を助成します。

対象 区内在住者

助成金額 5千円以上の費用を要した場合に2分の1を助成(上限1万円・1住宅1回限り)

申し込み方法 希望する日の2週間前までに申請書

前に申請書に必要事項を記入して申し込む。

## 共同住宅等生活安全(防犯)アドバイザーの派遣

町会・自治会、商店会、分譲マンション管理組合、賃貸マンション居住者の集会などに対して、有効な防犯対策について助言・提案を行う防犯アドバイザーを派遣します。

対象 地域団体など

費用 無料

申し込み方法 希望する日の2週間前までに申請書

## 防犯設備整備助成

に必要事項を記入して申し込む。

「共同住宅等生活安全(防犯)アドバイザーの派遣」を受けた団体が、防犯カメラなどの防犯設備を整備する場合

(防犯設備の購入および取り付けまたは既に設置済みの防犯設備の取り換え)、その整備に要した費用の一部を助成します。

設備を賃借する場合も助成の対象になります。

対象 町会・自治会、商店会、分譲マンション管理組合などの団体

理組合などの団体

対象設備 犯罪の防止を目的として設置する防犯カメラ、センサー付きライトなど

## 補助率・助成限度額

町会・自治会

3分の2・200万円

商店会(町会など)との協力実施の場合

3分の2・600万円

分譲マンション管理組合など

2分の1・50万円

申し込み方法 工事前

申請書に必要事項を記入して申し込む。

このほか地域団体向けの防犯設備助成制度として、都

と連携した中央区地域見守り活動支援事業があります。

7月中の受け付けですので、防犯カメラ設置を検討されている団体は事前にご相談ください。

各助成事業は、予算額に達した時点で今年度終了となります。

詳しくはお問い合わせください。

危険管理課危機管理係

☎(3546)5087

## 平成29年度

## 中央区・消防合同水防訓練

近年各地で局地的な集中豪雨による都市型水害が発生しています。

雨期を前に区民の生命・財産を守るため消防職員、消防団員および区職員などが合同で水防訓練を行います。

ポリ袋など身近な物で浸水を防ぐ方法なども紹介します。

日時 5月20日(土)

会場 午前9時30分~11時30分 晴海5-1

内容 水防工法訓練、救助訓練

参加機関・団体 区内各消防署、消防団、中央区ほか

☎(3546)5424

## 10月1日から事業系一般廃棄物処理手数料が変更

東京23区における現行の事業系一般廃棄物処理手数料は、収集運搬や清掃工場での焼却処分などの廃棄物処理にかかる経費との間に差が生じています。

そこで、排出事業者の方に廃棄物処理にかかる経費を適正に負担していただくため、事業系一般廃棄物処理手数料を別表1のとおり改定します。

これにより事業系有料ごみ処理券の価格も別表2のとおり改定となります。

新しい事業系有料ごみ処理券の販売

10月1日(日)から、区内の主なコンビニエンスストアや小売店(ごみ処理券取扱所)で販売します。

現行の事業系有料ごみ処理券の使用期限

原則、9月30日(土)まで

使い切れなかった場合のみ

10月31日(火)まで使用できます。

☎(3562)1521

中央清掃事務所管理係

別表1

別表2

区分	現行額	改定額
事業系一般廃棄物処理手数料	36.5円/kg	40.0円/kg
内 訳	収集運搬部門分	21.0円/kg
	処理処分部門分	15.5円/kg
1日平均10kgを超える量の家庭廃棄物を排出する区民および臨時に排出する区民または事業者	36.5円/kg	40.0円/kg

☎(3562)1521

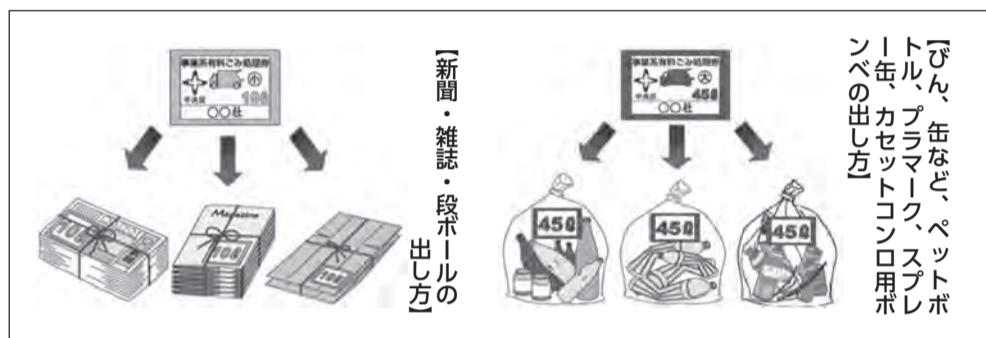
券 種	事業系有料ごみ処理券			
	10ℓ券 (10枚セット)	20ℓ券 (10枚セット)	45ℓ券 (10枚セット)	70ℓ券 (5枚セット)
現行額	690円	1,380円	3,100円	2,415円
改定額	760円	1,520円	3,420円	2,660円

粗大ごみ処理手数料 限度額2500円を2800円に改定し、品目ごとに料金を定めます(粗大ごみ処理券は継続して使用できます)。

から新しい料金金が適用となります。区では、事業所から出る粗大ごみは収集していません。☎(3562)1521



▲昨年の水防訓練の様子



事業活動に伴い排出されるごみ・資源は、事業者自らの責任において自己処理することが原則です。許可を受けた業者に委託するなど、適切な処理を行ってください。ただし、1回に出す量が50kg未満で、区の定めた曜日・時間・ルールに従って出せる場合は、区の収集を利用できます。その際は、必ず中央区の「事業系有料ごみ処理券(シール)」を貼って出してください。燃やすごみ・燃やさないごみの出し方 袋の大きさと同じ容量のシールを貼って出してください。容器で出す場合は、シールは直接容器に貼らず、ごみの上に新聞紙などを乗せて、中のごみ量に応じたシールを貼って出してください。資源・プラスチック製容器包装(プラマーク)の出し方 事業所から出る 資源・プ

## 事業所から出るごみと資源の出し方

ラマークの回収は有料です。びん、缶など、ペットボトル、プラマーク、スプレー缶、カセットコンロ用ボンベ

それぞれを別々に中身の見える袋(透明・半透明)に入れ、袋の大きさに応じたシールを貼って、指定された曜日に出してください。

家庭用の資源回収コンテナの中には入れないでください。

## 新聞・雑誌・段ボール

新聞・雑誌は、高さ10cmにつき10ℓシールを1枚貼って出してください。段ボールは、2枚につき10ℓシールを1枚貼って出してください。

## 粗大ごみについて

事業所から排出される粗大ごみは、区では収集できませんので、許可を受けた処理業者へ依頼してください。☎(3562)1521